

転居

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

あてはまる手続きをご自身で確認してください。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		住民課	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします。 ※新住所を追記します。 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です。	※再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください。			
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります。				
※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送で送付いたします						
保険 年金	国民健康保険に加入している方 →各種認定証をお持ちの方	国民健康保険証の交付 認定証の住所変更	旧住所の国民健康保険証 ・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など		長寿福祉課	
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付	・旧住所の後期高齢者医療保険証			
	→各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付	・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など ・マイナンバーの確認できる書類			
	年金を受給中の方 (マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方など)	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	窓口でご相談ください。		住民課	
高齢 障がい	介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更	介護保険証		長寿福祉課	
	障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳			
	重度障がい者の医療受給資格をお持ちの方	受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度障がい者医療受給者証 (交付されている方) ※認印が必要な場合があります。			
子ども	小学生・中学生のお子さんがいて、通学区域が変わる方	転校手続き 児童生徒の異動届出書	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類を学校へ提出		教務課	
	小学生・中学生のお子さんがいて、通学区域が変わらない方	児童生徒の異動届出書				
	児童手当を受給している方 (0歳～中学生)	※公簿等で確認ができる場合は、手続きは必要ありません。	※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください。		子ども未来課	
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	子どもの住民票 ※民生委員等、第三者の証明が必要です。			
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～中学生)	受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療受給者証 ※認印が必要な場合があります。		長寿福祉課	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更	※受付窓口でご相談ください。			
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります。	児童扶養手当の住所変更 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	※受付窓口でご相談ください。 ひとり親家庭等医療受給者証 ※認印が必要な場合があります。		子ども未来課 長寿福祉課	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください。		子ども未来課	
税・ 料金	水道を使用する方、または使用をやめる方	給水開始届及び停止届	給水開始届は受付窓口またはインターネット、停止届は受付窓口へお越しください。		建設課	
	農業集落排水を使用する方、または使用をやめる方 (ハツ並、吉岡、土佐井地区)	利用開始届及び停止届	※受付窓口へお越しください。			
	税や料金等の納付について相談される方	納付相談	※受付窓口へお越しください。		税務課、住民課、建設課、長寿福祉課、子ども未来課	
その他	町営住宅を退去する方 または町営住宅に同居する方	町営住宅の退去手続き 町営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要で受付窓口でご相談ください。		住民課	
	ごみの出し方のご案内 粗大ごみの処分が必要な方	(ごみの出し方パンフレット) 戸別収集の申し込み	※お住まいの自治区によりごみの出し方が異なります。			
	防災無線個別受信機を設置をしている方	※転居により行政区が変更になる場合は、個別受信機の交換手続き	※受付窓口へご相談ください。			総務課



上毛町役場

開庁時間 あさ **8:30**～ 夕方 **5:15**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※大平支所・出張所では
受付していませんので
ご注意ください。

○総務課 72-3111 ○企画開発課 72-3112 ○住民課 72-3116 ○税務課 72-3113 ○長寿福祉課 72-3188 ○子ども未来課 72-3127
○産業振興課 72-3151 ○建設課 72-3159 ○教務課 72-3165 ○会計室 72-3182

〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

○ホームページ <https://www.town.koge.lg.jp/index.html>



手続きチェックシート

転居

町内で引っ越しされた方へ

役場で手続きの際は**本人確認**が必要です。
以下の書類をお忘れなくお持ちください。

転居届

住み始めた日から **14日以内**に届出してください。

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

1点で
本人確認が
できるもの

官公署が発行した顔写真付き
で身分を証明できるもの

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポート
- ・障がい者手帳など

2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証
学生証など

関連する手続きは 内側にあります

代理人の方が手続きするときは

- ①代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ②手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

※必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

